

提示書類等について【茨城県知事許可用】

(1) 当日に提出する書類一覧

1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (20001 帳票)	1部 ただし, 大臣許可業者 は2部提出	その他審査項目については,平成23 年4月1日以降改正の様式
2	工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高 (20002 帳票)		
3	その他の審査項目(社会性等) (20004 帳票)		
4	技術職員名簿 (20005 帳票)		
5	経営状況分析結果通知書	1部	前回(旧基準)分のコピー
7	経営規模等評価等受付票 (復信はがき)	-	監理課の受付印があるもの
8	技術職員名簿(写し) (20005 帳票)	1部 (知事許可のみ)	上記4と同様のもの。当日受付印を押印 し返却するので,次回の審査時に持参す ること。

(注) 知事許可業者は1~5の上部を順にホチキスで止め,綴り穴をあけておくこと。
大臣許可業者の提示書類については,関東地方整備局のHPで確認すること。

(2) 当日提示する書類一覧 必須・・・ 該当者のみ・・・

	携行書類名	摘 要
1	経営事項審査結果通知書	・ 前回旧基準で受けたもの【原本】 ・ 申請日時点で有効期限があるもの
2	決算変更届の控	・ 直近2期分の決算のもの。ただし、完成工事高で「激変緩和措置（3年平均）」を用いる場合は、前々期分も提示すること（土木事務所受付済みのもの）
3	一人別源泉徴収簿	・ 職員に対するもの（基準決算日を含む2年分）
4	（源泉）所得税の領収証書	・ 金融機関の受領日付印のあるもの（基準決算日を含む2年分） 電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷したものを提示すること。
5	健康保険，厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・ 職員に対するもの（職員数1名以上の場合，個人事業者は常時5名以上雇用の場合） ・ 原本を提示すること。 ・ 前回（旧基準）時に持参したもの。
6	技術職員の6ヶ月超の雇用期間が確認できる書面	・ 健康保険証の写し，雇用契約書の写し等 （ただし，前回の技術職員名簿に登載されている者は不要）
7	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	・ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成する ・ 常時10名以上労働者を使用する企業の場合は，併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規の写し」も提示。
8	建設業許可通知書及び許可申請書	・ 原本に限る。なお，許可申請書（直近のもの）及びその添付書類も提示すること。
9	前年度の技術職員名簿の写し	・ 監理課の受付印があるもの （今回の再審査の基準決算日の前年度のもの）
10	前回（旧基準）の技術職員名簿の写し	・ 監理課の受付印があるもの。
11	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	・ 加入している場合，技術職員分。（前年度の技術職員名簿に登載されている者を除く）
12	建設機械の保有状況を確認できる書面の写し	・ 売買契約書の写し，リース契約書の写し（審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る），販売メーカーが発行した販売証明書 中古取得で契約書を紛失した場合は，所有なしと見なす。
13	建設機械のカタログ等の写し	・ 評価を受けようとする建設機械の全体像及び型式が確認できる部分を抜粋
14	特定自主検査記録表の写し	・ 評価を受けようとする建設機械について，労働安全衛生法に基づき検査したもの
15	ISO9001，ISO14001の登録機関の認証を証明する書類の写し	・ 認定証で，認証範囲が確認できない場合は，認証の範囲が確認できる書面の写しも添付